



「修繕工事の高額請求」に注意！



住宅設備の修繕工事を頼んだが、思っていたより**請求額が高額**だったという相談が多く寄せられています。

- ☑ **見積**は、**複数社**から！
- ☑ **不明点**は、質問し、**きちんと確認**！
- ☑ **契約**は、口頭ではなく、**書面**で！
- ☑ **保険で修繕**できると言われても、**保険会社に確認**！

契約は、即決せず、誰かに相談し、慎重に！！

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●空調・冷房機器(5月0件 → 6月14件)

相 談

サーキュレーターが今だけ半額と大手家電店の SNS 広告を見て、クレジットカード払いで注文した。注文後に、よく見ると、販売事業者は、大手家電店ではなく、中国の会社だとわかった。

注文確認メールは届いたが、会社名や連絡先の記載がなく、解約手続きができない。受取拒否すれば解約になるだろうか？

助 言 受取拒否しても解約したことにはなりません。

また、事業者情報が不明確、日本語が不自然、極端に安値などの特徴があるサイトは、悪質事業者の可能性があります。

まず、注文確認メールにキャンセルすると返信し、その返信メールは保存してください。さらに、クレジットカード会社に事情を申し出て、対応を相談してください。

商品が届いた場合、送り状の写真を撮り受取保留にして、消費者センターに再相談してください。商品を受け取ったが、広告と違うという場合、写真等添付しクレジットカード会社に相談してください。トラブルは、札幌市消費者センター(☎728-2121)へご相談を。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売することは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。